



島根県報

平成16年 7月30日 (金)

第 1,594 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

| | | |
|----------------------------|-------------|---|
| 行政書士法施行細則の一部を改正する規則 | (総 務 課) | 2 |
| 島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則 | (生 産 振 興 課) | 2 |

告 示

| | | |
|--|-------------|----|
| 生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 | (健康福祉総務課) | 3 |
| 生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出 | (") | 3 |
| 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更 | (障害者福祉課) | 3 |
| 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 | (") | 3 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更 | (") | 4 |
| 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 | (") | 4 |
| 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の名称の変更 | (") | 4 |
| 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所在地の変更 | (") | 5 |
| 結核予防法の規定により医療を担当する機関の指定 | (薬 事 衛 生 課) | 5 |
| 結核予防法の規定による指定医療機関の辞退 | (") | 6 |
| 保安林の指定 (2 件) | (森 林 整 備 課) | 6 |
| 解除予定保安林 | (") | 7 |
| 保安林の指定施業要件の変更 | (") | 7 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示 | (") | 8 |
| 道路の区域の変更 | (道 路 維 持 課) | 8 |
| 道路の供用開始 | (") | 9 |
| 道路の位置の指定 | (建 築 住 宅 課) | 10 |
| 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第34条の規定に基づく知事が定める基準 | (") | 10 |

公 告

| | | |
|--------------|-------------|----|
| 都市計画変更の図書の縦覧 | (都 市 計 画 課) | 10 |
|--------------|-------------|----|

公 企 規 程

| | | |
|--------------------------|--|----|
| 島根県企業職員の給料の特例に関する規程の一部改正 | | 11 |
|--------------------------|--|----|

正 誤

| | | |
|---------------------------|-------------|----|
| 平成16年 3月30日付け島根県報号外第52号中 | (総 務 課) | 11 |
| 平成14年 7月23日付け島根県報第1,387号中 | (道 路 維 持 課) | 11 |
| 平成15年 1月10日付け島根県報第1,434号中 | (") | 11 |
| 平成15年11月 4日付け島根県報第1,519号中 | (") | 12 |
| 平成16年 3月12日付け島根県報第1,554号中 | (") | 12 |
| 平成16年 3月23日付け島根県報第1,557号中 | (港 湾 空 港 課) | 12 |

公布された条例等のあらまし

行政書士法施行細則（規則第61号）

1 規則の概要

行政書士法等の一部改正に伴う規定の整理（第7条・第8条・様式第3関係）

2 施行期日

平成16年8月1日から施行することとした。

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第62号）

1 規則の概要

島根県花振興センター花ふれあい公園の使用料の減免手続において、一部の者については使用料減免申請書の提出を免除することとした。（第3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第61号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年島根県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第13条第2項」を「第13条の22第2項」に改める。

第8条第1項中「第15条」を「第17条の2」に改める。

様式第3の表面中「第13条」を「第13条の22」に改め、同様式の裏面中「第13条」を「第13条の22」に、「吏員に行政書士」を「吏員に行政書士又は行政書士法人」に改める。

附 則

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第62号

島根県花振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県花振興センター条例施行規則（平成15年島根県規則第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第3号から第5号までに掲げる者は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第747号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 7 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------|----------------|---------------|
| きさ内科・皮フ科クリニック | 平田市平田町4005番地 1 | 平成16年 7 月 1 日 |

島根県告示第748号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年 7 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 医 療 機 関 の 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|---------------|--------------|--------------|
| きさ内科皮フ科クリニック | 平田市平田町4005 1 | 平成16年 6 月30日 |

島根県告示第749号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 7 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事 業 者 の 名 称 | 事 業 の 種 類 | 事 業 所 の 名 称 | | 変 更 年 月 日 |
|-----------------|-----------|---------------|---------|---------------|
| | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 社会福祉法人 JAいずも福祉会 | 居宅介護 | 介護ほっとステーション平田 | みどりの郷平田 | 平成16年 4 月 1 日 |

島根県告示第750号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第15条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 7 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 変更年月日 |
|-------------------|--------|--------------------------|----------------|------------------------|------------|
| | | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会福祉法人 石見町社会福祉協議会 | 居宅介護 | 石見町社会福祉協議会石見ホームヘルプステーション | 邑智郡石見町大字矢上347 | 邑智郡石見町大字中野3848 2 | 平成16年4月1日 |
| 社会福祉法人 JAいずも福祉会 | 居宅介護 | 介護ほっとステーション平田 | 平田市平田町2308 2 | 平田市平田町2308 9 | 平成16年4月1日 |
| 社会福祉法人 さくらの家 | 地域生活援助 | もみじホーム | 松江市上乃木九丁目16 18 | 松江市上乃木九丁目1 26ヒルズK101号室 | 平成16年6月20日 |

島根県告示第751号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業の種類 | 事業所の名称 | | 変更年月日 |
|-----------------|-------|---------------|---------|-----------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会福祉法人 JAいずも福祉会 | 居宅介護 | 介護ほっとステーション平田 | みどりの郷平田 | 平成16年4月1日 |

島根県告示第752号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 変更年月日 |
|-------------------|-------|--------------------------|---------------|------------------|-----------|
| | | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会福祉法人 石見町社会福祉協議会 | 居宅介護 | 石見町社会福祉協議会石見ホームヘルプステーション | 邑智郡石見町大字矢上347 | 邑智郡石見町大字中野3848 2 | 平成16年4月1日 |
| 社会福祉法人 JAいずも福祉会 | 居宅介護 | 介護ほっとステーション平田 | 平田市平田町2308 2 | 平田市平田町2308 9 | 平成16年4月1日 |

島根県告示第753号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業の種類 | 事業所の名称 | | 変更年月日 |
|-----------------|-------|---------------|---------|---------------|
| | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会福祉法人 JAいずも福祉会 | 居宅介護 | 介護ほっとステーション平田 | みどりの郷平田 | 平成16年 4月1日 |

島根県告示第754号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第21条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業の種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | | 変更年月日 |
|-------------------|-------|--------------------------|---------------|------------------|---------------|
| | | | 変更前 | 変更後 | |
| 社会福祉法人 石見町社会福祉協議会 | 居宅介護 | 石見町社会福祉協議会石見ホームヘルプステーション | 邑智郡石見町大字矢上347 | 邑智郡石見町大字中野3848 2 | 平成16年 4月1日 |
| 社会福祉法人 JAいずも福祉会 | 居宅介護 | 介護ほっとステーション平田 | 平田市平田町2308 2 | 平田市平田町2308 9 | 平成16年 4月1日 |

島根県告示第755号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、同法第34条及び第35条に規定する医療を担当する機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により告示する。

平成16年 7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 指定年月日 |
|---------------------|-----------------|-------------|
| ウェルネス湖北東津田店 | 松江市東津田町1125 2 | 平成16年 3月25日 |
| 川上外科病院 | 松江市上乃木3丁目11 10 | 平成16年 4月1日 |
| 山根医院 | 大原郡木次町大字木次440 | 平成16年 4月1日 |
| 山根クリニック | 出雲市芦渡町789 2 | 平成16年 4月1日 |
| わだ耳鼻咽喉科医院 | 大田市大田町大田イ200 3 | 平成16年 4月1日 |
| さんさん薬局 | 浜田市港町294 32 | 平成16年 4月1日 |
| 田中心療内科クリニック | 浜田市長沢町3120 | 平成16年 4月1日 |
| 在宅診療所いずも | 出雲市塩冶町2073 | 平成16年 4月2日 |
| 淞北台メディカルスクエアよねだ内科分院 | 松江市淞北台16 8 | 平成16年 4月5日 |
| 片岡歯科医院 | 松江市学園1丁目4 43 | 平成16年 4月8日 |
| 澄川歯科医院 | 美濃郡美都町仙道911 1 | 平成16年 4月15日 |
| わたなべ こども・レディースクリニック | 出雲市武志町836 3 | 平成16年 4月21日 |
| ほくよう薬局 | 出雲市武志町836 10 | 平成16年 4月21日 |
| 太田歯科クリニック | 仁多郡仁多町大字三成710 6 | 平成16年 5月1日 |
| 勝部外科医院 | 出雲市塩冶町1521 1 | 平成16年 5月1日 |

| | | |
|------------------|------------------|------------|
| 医療法人くろたに内科クリニック | 益田市久城町912 1 | 平成16年5月1日 |
| 伊藤皮膚科クリニック | 松江市田和山町109 | 平成16年5月7日 |
| 野上医院 | 那賀郡三隅町大字三隅1303 | 平成16年5月15日 |
| 井野地区診療所 | 那賀郡三隅町大字井野二777 1 | 平成16年5月15日 |
| にしきしんまち歯科 | 八束郡東出雲町錦新町2 3 1 | 平成16年6月19日 |
| さくら薬局東出雲店 | 八束郡東出雲町錦新町2丁目2 2 | 平成16年6月21日 |
| ドラッグストアー ウェーブますだ | 益田市乙吉町イ336 6 | 平成16年7月1日 |

島根県告示第756号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地 | 辞退年月日 |
|--------------|------------------|------------|
| 川上外科病院 | 松江市上乃木3丁目11 10 | 平成16年3月31日 |
| 有限会社和田薬局アピア店 | 松江市黒田町字下ノ原427 | 平成16年3月31日 |
| 山根医院 | 大原郡木次町大字木次440 | 平成16年3月31日 |
| わだ耳鼻咽喉科医院 | 大田市大田町大田イ200 3 | 平成16年3月31日 |
| 山根クリニック | 出雲市芦渡町789 2 | 平成16年4月1日 |
| 太田歯科クリニック | 仁多郡仁多町大字三成723 4 | 平成16年4月30日 |
| 勝部外科医院 | 出雲市塩冶町1521 1 | 平成16年4月30日 |
| くろたに内科クリニック | 益田市久城町912 1 | 平成16年4月30日 |
| 伊藤皮膚科クリニック | 松江市浜乃木2 6 13 | 平成16年5月6日 |
| 金田整形外科医院 | 松江市朝日町452あおとビル2階 | 平成16年6月30日 |

島根県告示第757号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

能義郡伯太町大字峠之内107 1、107 3、107 5、112 1、112 2、113 2、113 4、114 2、114 3、136 6

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第758号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年 7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡大社町大字入南字砂山1309 12、1320 6、1320 7、1321 4、1321 16、1321 20から1321 22まで

2 指定の目的

風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第759号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年 7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

大原郡大東町大字上久野1276 1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び大東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第760号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字反辺字横貝2563 20、2563 21

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第761号

平成16年島根県告示第703号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を伯太町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

| 保安林の所在場所 | | | | 不分明である通知の相手方 | |
|----------|------|-----|--------|--------------|----------------|
| (市)郡 | (町)村 | 大字 | 地番 | 保安林の所有者 | 住所 |
| 能義 | (伯太) | 上小竹 | 1227続1 | 仙台種子 | 能義郡伯太町大字上小竹326 |

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

島根県告示第762号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所及び土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄 田 信 義

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | 管轄する土木建築事務所及び土木事業所の名称 | 備考 |
|-------|-----|---------------------------------------|--------|-----------------------|-----------------|-----------------------|-------------------|
| | | 区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | | |
| | | 大田市大代町大家字オノ本下267番1地先から同町大家字林シ92番1地先まで | A前 | メートル 3.20~ 9.90 | メートル 1102.05 | | 道路改良工事 左記のA及びB |

| | | | | | | | |
|-----|-------------|---|-----|------------------|------------------|--|---|
| 県 道 | 大田桜江線 | 大田市大代町大家字皿田 272番 1 地先から同町大 家字林シ縄上手へ1739番 1 地先まで | B | 13.00 ~ 60.00 | 1068.50 | 川 本 土 木 建 築 事 務 所 大 田 土 木 事 業 所 | は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 |
| | | 大田市大代町大家字皿田 272番 1 地先から同町大 家字林シ縄上手へ1739番 1 地先まで | 後 B | 13.00 ~ 60.00 | 1068.50 | | ダブルウェイ解 消 市道移管 |
| " | 大田井田江 津線 | 大田市大代町大家字下市 1696番地先から同町大家 字エゲノ後上1548番 6 地 先まで | 前 | A | 5.00 ~ 8.20 | 501.80 | 道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 市道移管 |
| | | B | | 16.50 ~ 46.00 | 509.00 | | |
| | | 大田市大代町大家字林シ 縄上手へ1739番 1 地先か ら同町大家字尻具田下夕 1546番 1 地先まで | 後 B | 16.50 ~ 46.00 | 509.00 | | |
| " | 大田佐田線 | 大田市三瓶町多根字深山 口壇畑イ 435番 2 地先か ら同町多根字淵ノ尻イ 1059番 6 地先まで | 前 | A | 6.50 ~ 10.00 | 48.06 | 道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 市道移管 |
| | | B | | 10.00 ~ 28.00 | 156.00 | | |
| | | 大田市三瓶町多根字淵ノ 尻イ1059番 4 地先から同 町多根字深山口壇畑イ 435番 2 地先まで | 後 B | 10.00 ~ 28.00 | 156.00 | | |
| " | 吉田頓原線 | 飯石郡吉田村大字民谷 946番 4 地先から同大字7 75番 2 地先まで | 前 | A | 4.50 ~ 15.00 | 98.00 | 道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ解 消 拡幅 |
| | | | | B | 17.00 ~ 26.00 | 96.50 | |
| | | | 後 B | 17.00 ~ 27.50 | 96.50 | | |
| " | 斐川一畑大 社線 | 平田市小伊津町字川奥平 532番 1 地先から同町字 草井谷1771番 1 地先まで | 前 | A | 4.00 ~ 18.00 | 445.00 | 道路改良工事 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ |
| | | | | 後 | A | 4.00 ~ 18.00 | |
| | | | B | 4.00 ~ 40.00 | 368.00 | | |

島根県告示第763

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄田信義

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する土木事業所の名称 | 備考 |
|-------|-------|-----------------------------------|----------------|------------|----------------------|----|
| 県道 | 邑智大森線 | 大田市水上町福原字小滝751番1地先から同字クベ754番6地先まで | メートル 100.00 | 平成16年7月30日 | 川本土木建築事務所 大田土木事業所 | |

島根県告示第764号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄田信義

1 道路の位置

津和野町大字森村字下中島口120 3

2 道路の幅員

6.0メートル

3 道路の延長

88.2メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、道路側溝、境界ブロックを設置して標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成16年7月21日 第2号

備考

別紙図面は、益田土木建築事務所及び津和野町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第765号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第34条に規定する知事が定める額は、同条の規定により知事が定めることのできる上限額とする。

平成16年7月30日

島根県知事 澄田信義

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年7月30日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

島根県公営企業管理規程

島根県公営企業管理規程第13号

島根県企業職員の給料の特例に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業職員の給料の特例に関する規程（平成15年島根県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
 本則中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改め、同第1号中「100分の5」を「100分の10」に改め、同第2号中「100分の4」を「100分の8」に改め、同第3号中「100分の3」を「100分の6」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成16年8月1日から施行し、この規程による改正後の企業職員の給料の特例に関する規程（以下「新規規程」という。）の規定は、平成16年8月分以後の給料の月額について適用する。
 （企業職員の給料の特例に関する経過措置）
- 2 この規程の施行の日から平成17年3月31日までの間における新規規程第3号の規程の適用については、同号中「100分の6」とあるのは、同号に規定する職員のうち、島根県企業職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）第2条において例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第15条の5第2項の期末手当基礎算定額の算定について同条第5項の規定の適用を受けることができるもの及び島根県企業職員の給与に関する規程別表第2中職務の級が2級のものにあつては「100分の5」と、その他のものにあつては「100分の4」とする。

正

誤

平成16年3月30日付け島根県報号外第52号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

| ページ | 箇 所 | 誤 | 正 |
|-----|--------------|------------|------------|
| 6 | 別表第1を引用した部分中 | 21ミリメートル平方 | 12ミリメートル平方 |
| 7 | 別表第1を引用した部分中 | 21ミリメートル平方 | 12ミリメートル平方 |

平成14年7月23日付け島根県報第1,387号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| | |
|-------|-------|
| 八 | ページ |
| 一号 | 段 |
| 第六百八十 | 島根県告示 |

"

安来木次線

大原郡木次町大字木次五六番地先から
同町大字里方三〇番二地先まで

誤

"

安来木次線

大原郡木次町大字木次六三番地先から
同町大字里方三〇番二地先まで

正

平成15年1月10日付け島根県報第1,434号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

九 ページ

島根県告示
第十七号

段

| | |
|--------------------------------------|--------|
| " | |
| 益田阿武線 | |
| 益田市白上町イ七三二番一 地先から同町イ七三二番四 地先まで | |
| 後 | 前 |
| 二三・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 |
| 三一・〇〇〇 | 三八・〇〇〇 |

誤

| | |
|--------------------------------------|--------|
| " | |
| 益田阿武線 | |
| 益田市白上町イ七三二番一 地先から同町イ七三二番二 地先まで | |
| 後 | 前 |
| 二三・〇〇〇 | 二三・〇〇〇 |
| 二五・〇〇〇 | 三一・〇〇〇 |

正

平成15年11月4日付け島根県報第1,519号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

三 ページ

島根県告示
第九百三十
七号

段

| 後 | | 前 | |
|------------------|----------------|------------------|----------------|
| B | A | B | A |
| 一〇・〇〇〇 二六・〇〇〇 | 四〇〇〇 五五・〇〇〇 | 一一・〇〇〇 二六・〇〇〇 | 四〇〇〇 五五・〇〇〇 |
| 二、〇六五・〇〇 | 四、七九六・〇〇 | 九四〇・〇〇 | 四、七九六・〇〇 |

誤

| 後 | | 前 | |
|------------------|----------------|------------------|----------------|
| B | A | B | A |
| 一〇・〇〇〇 二六・〇〇〇 | 四〇〇〇 五五・〇〇〇 | 一一・〇〇〇 二六・〇〇〇 | 四〇〇〇 五五・〇〇〇 |
| 二、〇六五・〇〇 | 四、九〇七・〇〇 | 九四〇・〇〇 | 四、九〇七・〇〇 |

正

平成16年3月12日付け島根県報第1,554号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ

箇所

誤

正

7

島根県告示第257号

県道 掛合上河井線

県道 掛合上阿井線

平成16年 3 月23日付け島根県報第1,557号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-------------|-------------|
| 7 | 17 | 45.33平方メートル | 46.33平方メートル |

